

# 反対12 賛成8 で不採択

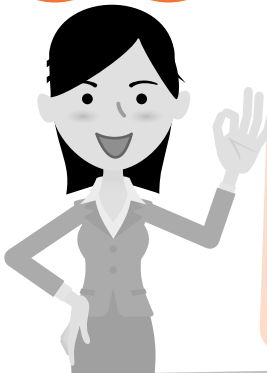
請願第5号「集团的自衛権をめぐる「閣議決定」の撤回をもとめる意見書の提出をもとめる請願」は、最終日、賛否両論の立場から多くの議員が討論に立ち、白熱した討論が交わされました。

## 請願理由（要旨）

閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を覆し、日本を海外で戦争する国へと変える方向に道を開くものとなっている。政府・与党は、集团的自衛権の行使容認は限定的なものというが、一旦海外での武力行使に踏み切れば、際限のない戦争の泥沼に陥ることは避けられない。さらに政府は新三要件を示し、それを満たすならば、憲法上武力行使は容認されるとしている。政府にあっては、憲法9条を守り立憲主義を堅持する立場から、閣議決定を撤回することを強く要望する。

請願者 燕市大曲 2672 燕九条の会 黒田 玲

## 討論



日本共産党が行った住民アンケートでは、反対が47%を超え、どちらかといえば反対を加えると回答者の6割以上が閣議決定に反対で、「国民を戦争に巻き込むことはしてほしくない」との声が寄せられました。日本弁護士連合会も「立憲主義及び徹底した恒久平和主義に反するものとして強く抗議する」と集团的自衛権行使容認に反対する決議を採択しています。（長井由喜雄議員）

何よりも気になることは、国民の理解を求めることをおろそかにして閣議決定が優先されたことで、民主主義の順序が狂っているように思えてならないのです。そして、いわゆる統治者が憲法に従って権利を行使するという立憲主義から遠のいていると思われる。代議制民主主義に関わって20年、曲がりなりにも民主主義の何たるかを追求してきた立場としては、安易に容認し難いのであります。（阿部健二議員）

本請願は、集团的自衛権がどうかという国家の安全保障の問題ではなく、事実と異なる内容が明記されている請願を、燕市議会がどのように判断するかといった問題であります。請願者の誤認によって作成された請願には願意があるとはいえず、また、事実誤認に基づいた意見書の提出をすべきではありません。（小林由明議員）

「戦争はあってはならない。また、してはならない」に私も同意見です。集团的自衛権に対して、新聞・テレビ等の世論調査によると、反対あるいは慎重意見の声も多いが、日本人としてそれでいいのかと思うと、私は決してそうは思いません。集团的自衛権の行使は他国のために武力を行使するのではなく、他国と協調して抑止力を高め、攻められない日本国にすることが、最大の目的であると思っています。（山崎雅男議員）

歴代政権は、「集团的自衛権の行使は認められない。自衛隊は戦闘地域には行かない、武力行使はしない」としてきました。世論調査でも「集团的自衛権の行使容認」は、過半数以上が反対としています。「内閣の解釈で憲法の基本を変えることは本末転倒で、絶対にしてはならないこと」であり、次に続く世代を戦争に巻き込んではいけません。（齋藤紀美江議員）

閣議決定では、アメリカなど同盟国を支援するために戦争地域で武力行使ができるとされ、首相は7月の衆参予算委員会で「自衛隊の活動が戦闘行為の現場になる可能性がある。仮に攻撃されたら応戦する」と答弁しました。また、憲法改正手続なしに、9条の歯どめを踏み越えていいのでしょうか。憲法99条の「公務員の憲法尊重擁護義務」にも違反することになります。（宮路敏裕議員）

閣議決定全文のどこを読んでも、提出された請願理由に書いてある文言は一言もありません。例えば、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を覆し、日本を海外で戦争する国へと変えるよう道を開いたとありますが、とんでもありません。どこにも書いてありません。このような閣議決定の内容と違う意見書を、燕市議会の総意として提出することに対して反対します。（渡邊雄三議員）

国民が正しい情報を知らされないまま、気づいたら戦争になってしまうというようなことはあってはいけません。全国の文化人や識者もそういうことを心配して問題提起をしています。日本は平和憲法のおかげで、私たちが戦争に巻き込まれることなく今まで平和でやってきました。憲法9条は「ノーベル平和賞」の候補にもなっているのです。（タナカ・キン議員）

## 採択された請願（2件）

### ●政府による緊急の過剰米処理を求める請願

請願者 新潟市北区葛塚 3346 農民運動新潟県連合会 鶴巻純一

### ●労働者保護ルール改定反対を求める意見書の採択を求める請願書

請願者 三条市田島2丁目 22-36 番地 日本労働組合総連合会新潟県連合会 県央地域協議会議長 宮口貴章



セイガンハ・ダレテモ・ダセマス

